科学警察研究所ウェブサイト利用規約

科学警察研究所ウェブサイトのコンテンツの利用について

科学警察研究所ウェブサイトで掲載・発信している情報（以下「コンテンツ」といいます。）の著作権は、特記されていない限り科学警察研究所に帰属し、権利表記の記載がない限り公共データ利用規約（第 1.0 版）（PDL1.0）に準拠した利用条件の下で、利用することができます。

公共データ利用規約（第 1.0 版）（PDL1.0）のうち、本サイト独自の出典記載例や本ルールの適用を受けないコンテンツ等サイトによって内容が異なる部分の情報については「公共データ利用規約（第 1.0 版）（PDL1.0）に関する重要情報」を参照してください。

「公共データ利用規約（第 1.0 版）（PDL1.0）に関する重要情報」

1.1.　出典の記載について

1. コンテンツを利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。

（出典記載例）
・出典：科学警察研究所ウェブサイト（当該ページの URL）
・出典：「〇〇分析例」（科学警察研究所）（当該ページの URL）
など

2. コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。なお、編集・加工した情報を、あたかも国（又は府省等）が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

（コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例）
・「〇〇分析例」（科学警察研究所）（当該ページの URL）を加工して作成
・「〇〇に関する研究」（科学警察研究所）（当該ページの URL）をもとに△△株式会社作成

など

1.2.　第三者の権利を侵害しないようにしてください

1．コンテンツの中には、第三者（国以外の者をいい、各都道府県警察を含みます。以下同じ。）が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有しているコンテンツにいては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

2．コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は利用者の責任において確認してください。（第三者に権利があることを表示・示唆している場合の例は、本利用ルールの別紙に記載しています。）

3．外部データベース等とのAPI（Application Programming Interface）連携等により取得しているコンテンツについては、その提供元の利用条件に従ってください。

4．第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

1.3.　個別法令による利用の制約があるコンテンツについて

公共データ利用規約（第1.0版）（PDL1.0）を参照してください。

1.4.　本利用ルールが適用されないコンテンツについて

以下のコンテンツについては、本利用ルールの適用外です。

1．組織や特定の事業を表すシンボルマーク、ロゴ、キャラクターデザイン

2．具体的かつ合理的な根拠の説明とともに、別の利用ルールの適用を明示しているコンテンツ

別紙

第三者に権利があることを表示・示唆している場合の例

・「〇〇報告書」□□作成

※ □□に無断で複製・転載により使用することを禁じます。

・【ホームページ内の画像・ポスター等】資料提供：□□

※ 本テキストの一部又は全部を無断で転用することは、著作権法上での例外を除き禁じられています。

（□□：科学警察研究所以外の機関・団体名等）

など